

# おしらせHOTコーナー 案内



※予算枠に達し次第締め切り

**協働のまちづくり推進事業 助成金**

協働のまちづくり推進事業は、本市のまちづくりに関する課題の解決のために行う事業で、次のすべに該当するもの

▼市内に事務所または活動場所を有すること ▼構成員が5人以上であること ▼団体の運営に関する規約などを定めていること ▼適切な会計処理が行われていること

**助成額** 対象経費の2分の1以内(上限10万円、1000円未満切り捨て) ※公開プレゼンテーションによる事業説明、専門委員による審査あり

**申請期間** 5月18日(必着)までに、応募用紙(市民協働推進課または市ホームページで入手)を郵送、ファクスまたは電子メールで市民協働推進課(☎3228、メールアドレスshimihirodo@city.yasui.nag.jp)へ

**4月から火・木曜日も女性相談を開催**

女性相談では、女性が抱えるさまざまな悩みに対し、専門の女性相談員が話を聞き、気持ちの整理をお手

お問い合わせ先

市役所の電話 **996-2111**

FAX **995-7367**

**防災行政無線 テレホンサービス**

**0120-840-225**

防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

## 案内

### 太陽光発電設備の設置に補助金を交付

自然エネルギーの利用促進を図り、地球温暖化対策を推進するため、一般住宅に太陽光発電システムを設置する方を対象に補助金を交付します。

対象設備 「八潮市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱」に適合する住宅用太陽光発電システム

補助金額 3万円

申請期間 平成29年3月21日までに、所定の申請用紙(環境リサイクル課または市ホームページで入手)および添付書類を環境リサイクル課(☎3233)窓口へ(郵送不可)

※手続代行による複数の同時申請不可(1人1件まで)

### 教育委員会委員の任命

第1回八潮市議会定例会で、教育委員会委員の選任案が同意され、4月1日付で、次の方が任命されました。

(新任) 中川 まどか氏  
(任期 平成28年4月1日～32年3月31日)

本市のまちづくりに関する課題の解決のために行う事業で、次のすべに該当するもの

▼市内に事務所または活動場所を有すること ▼構成員が5人以上であること ▼団体の運営に関する規約などを定めていること ▼適切な会計処理が行われていること

助成額 対象経費の2分の1以内(上限10万円、1000円未満切り捨て) ※公開プレゼンテーションによる事業説明、専門委員による審査あり

申請期間 5月18日(必着)までに、応募用紙(市民協働推進課または市ホームページで入手)を郵送、ファクスまたは電子メールで市民協働推進課(☎3228、メールアドレスshimihirodo@city.yasui.nag.jp)へ

### 4月から火・木曜日も女性相談を開催

女性相談では、女性が抱えるさまざまな悩みに対し、専門の女性相談員が話を聞き、気持ちの整理をお手

「第4次八潮市男女共同参画プラン」を策定

本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「第4次八潮市男女共同参画プラン」を策定しました。平成28年度から37年度までの10年間、途中見直しを図りながら推進します。

このプランは、市役所、八幡図書館、八條図書館および市ホームページで閲覧できます。

また、プラン策定にあたり実施したパブリックコメントへの意見と市の考え方を市ホームページで公開しています。

「第4次八潮市男女共同参画プラン」を策定

本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「第4次八潮市男女共同参画プラン」を策定しました。平成28年度から37年度までの10年間、途中見直しを図りながら推進します。

このプランは、市役所、八幡図書館、八條図書館および市ホームページで閲覧できます。

また、プラン策定にあたり実施したパブリックコメントへの意見と市の考え方を市ホームページで公開しています。

男女共同参画課 ☎811

男女共同参画課 ☎811

### 脳の健康度チェックを受けましょう

認知症の早期発見にお役立てください。

11月30日(水)まで

場委託医療機関

対市内在住で、60歳(昭和31年4月2日～32年4月1日生まれ)の方、65歳(昭和26年4月2日～27年4月1日生まれ)以上の方

持健康保険証、お薬手帳

男女共同参画課 ☎811

男女共同参画課 ☎811

「(一社)八潮市観光協会事務所が八潮駅前オープン」

4月1日から、八潮駅北口の八潮メセナ・アネックス事務室の一部に「(一社)八潮市観光協会事務所」が設置されました。この事務所は、市の観光や産業などの魅力を発信するとともに、市外から来訪する方への観光案内機能などをもち合わせた施設です。

問 商工観光課 ☎479

「(一社)八潮市観光協会事務所が八潮駅前オープン」

4月1日から、八潮駅北口の八潮メセナ・アネックス事務室の一部に「(一社)八潮市観光協会事務所」が設置されました。この事務所は、市の観光や産業などの魅力を発信するとともに、市外から来訪する方への観光案内機能などをもち合わせた施設です。

問 商工観光課 ☎479

「春の地域安全活動週間」

4月16日～22日

振り込め詐欺被害防止合言葉を守りましょう。

現金は、本人にしか渡しません。

振り込みません。知らない人の口座には。

すぐ相談。電話でお金と言われたら。

▼自転車盗難が多発しています。少しいの間でも施錠を徹底し、防犯登録を必ずしましょう。また、自転車保険にも加入しましょう。

▼子どもと女性を狙った犯罪が多発しています。危機意識をもち、危険を感じたら迷わず大声で助けを求めましょう。

▼あいさつや声かけを積極的に行い、みんなで防犯のまちづくりを目指しましょう。

問 草加警察署生活安全課 ☎943・0110

### えせ同和行為を排除しましょう

「えせ同和行為」とは

いかに同和問題の解決に努力しているように装って、個人、企業、行政機関などに対して「高額な図書の購入強要」や「寄附金・賛助金の強要」など、「ゆすり」「たかり」などをすることです。

えせ同和行為は、不当な要求を受けた方が被害に遭うだけでなく、国民の間に同和問題に対する誤った意識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む大きな要因となっています。

これは、同和問題解決のために多くの人々が積み重ねてきた啓発活動や人権教育の効果を一挙に覆す許されない行為です。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為をする人が、激しい言葉などで不当な要求をしてきても、断固として拒否し、終始毅然とした態度で対応しましょう。

その場しのぎの安易な対応は相手に期待を抱かせることになり、結果として同和問題の解決を遅らせることとなります。

※同和問題とは、「同和地区に住んでいる」あるいは「同和地区に生まれた」という理由で、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受けるといった問題です。

これは憲法が保障する「基本的人権」の侵害であり、日本の歴史の中で生み出されたわが国固有の重大な人権問題です。

問 人権・男女共同参画課 ☎811、社会教育課 ☎365

えせ同和行為を排除しましょう

いかに同和問題の解決に努力しているように装って、個人、企業、行政機関などに対して「高額な図書の購入強要」や「寄附金・賛助金の強要」など、「ゆすり」「たかり」などをすることです。

えせ同和行為は、不当な要求を受けた方が被害に遭うだけでなく、国民の間に同和問題に対する誤った意識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む大きな要因となっています。

これは、同和問題解決のために多くの人々が積み重ねてきた啓発活動や人権教育の効果を一挙に覆す許されない行為です。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為をする人が、激しい言葉などで不当な要求をしてきても、断固として拒否し、終始毅然とした態度で対応しましょう。

その場しのぎの安易な対応は相手に期待を抱かせることになり、結果として同和問題の解決を遅らせることとなります。

※同和問題とは、「同和地区に住んでいる」あるいは「同和地区に生まれた」という理由で、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受けるといった問題です。

これは憲法が保障する「基本的人権」の侵害であり、日本の歴史の中で生み出されたわが国固有の重大な人権問題です。

問 人権・男女共同参画課 ☎811、社会教育課 ☎365

えせ同和行為を排除しましょう

いかに同和問題の解決に努力しているように装って、個人、企業、行政機関などに対して「高額な図書の購入強要」や「寄附金・賛助金の強要」など、「ゆすり」「たかり」などをすることです。

えせ同和行為は、不当な要求を受けた方が被害に遭うだけでなく、国民の間に同和問題に対する誤った意識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む大きな要因となっています。

これは、同和問題解決のために多くの人々が積み重ねてきた啓発活動や人権教育の効果を一挙に覆す許されない行為です。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為をする人が、激しい言葉などで不当な要求をしてきても、断固として拒否し、終始毅然とした態度で対応しましょう。

その場しのぎの安易な対応は相手に期待を抱かせることになり、結果として同和問題の解決を遅らせることとなります。

※同和問題とは、「同和地区に住んでいる」あるいは「同和地区に生まれた」という理由で、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受けるといった問題です。

これは憲法が保障する「基本的人権」の侵害であり、日本の歴史の中で生み出されたわが国固有の重大な人権問題です。

問 人権・男女共同参画課 ☎811、社会教育課 ☎365

## 〈国民健康保険・後期高齢者医療加入の方へ〉

4月から入院時食事療養費および入院時生活療養費の自己負担額が変更されます

問 国保年金課 ☎214

入院したときは、治療に係る費用とは別に、食事にかかる自己負担額(標準負担額)があります。

一般(住民税課税世帯)の方について、平成28年4月から平成30年4月からの二段階で、自己負担額が変更されます。

なお、住民税非課税世帯の方については、変更ありません。

【1食あたりの食事代】入院時食事療養費・生活療養費の標準負担額(入院時の食事代)

所得区分	適用年月	～平成28年3月	平成28年4月～30年3月	平成30年4月～
一般(住民税課税世帯)		260円	360円	460円
住民税非課税世帯	90日までの入院	210円	変更なし	
低所得者Ⅱ	90日を超える入院(過去12カ月の入院日数)	160円	変更なし	
低所得者Ⅰ		100円	変更なし	

※一般(住民税課税世帯)であっても、次の場合は自己負担額が260円に据え置かれます。

- ・指定難病患者、小児慢性特定疾病患者
- ・平成28年4月1日において、既に1年を超えて精神病床に入院している患者(当分の間)

※住民税非課税世帯の方は、「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示していただくことで、上記の自己負担額となります。「標準負担額減額認定証」の発行には申請が必要ですので、詳しくはお問い合わせください。